

障害者等に係る軽自動車税の減免について

1 減免対象者

- (1) 身体障害者及び戦傷病者が取得し、又は所有する自動車等で専ら当該身体障害者及び当該戦傷病者が運転するもの。
- (2) 身体障害者が取得し、又は所有する自動車等(身体障害者で年齢が満18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつてはその者と生計を一にするものが取得し、又は所有する自動車等を含む)で専ら当該身体障害者の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者と生計を一にするものが運転するもの。
- (3) 身体障害者のみで構成される世帯の身体障害者が取得し、又は所有する自動車等で、専ら当該身体障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために当該身体障害者を常時介護するものが運転するもの。

2 軽自動車税減免の対象となる障害者の範囲

ア 障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1, 2, 3, 4
聴覚障害	2, 3
平衡機能障害	3
音声機能障害	3 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1, 2
下肢不自由	1, 2, 3, 4, 5, 6
体幹不自由	1, 2, 3, 5
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1, 2 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
移動機能	1, 2, 3 (一下肢に障害を持つ3), 4, 5, 6
心臓機能障害	1, 3, 4
じん臓機能障害	1, 3, 4
呼吸器機能障害	1, 3, 4
ぼうこう又は直腸の機能障害	1, 3, 4

小腸の機能障害	1, 3, 4
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1, 2, 3, 4
肝臓機能障害	1, 2, 3, 4

※ 減免対象者のうち、1-(2)又は1-(3)の方について、 の範囲に該当する者は減免の対象とはならない。

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第三項症、第四項症から第六項症、第一款症から第三款症
体幹不自由	特別項症から第四項症、第五項症、第六項症第一款症から第三款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

※ 減免対象者のうち、1-(2)又は1-(3)の方について、 の範囲に該当する者は減免の対象とはならない。

ウ 知的障害者については、療育手帳の交付を受けているもののうち療育手帳制度の実施について第三の一(一)に定める重度の障害(療育手帳の障害の程度がAである場合に限る。)を有するもの

エ 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める一級の障害を有するもの